

**第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画**

～自立と共生のまちづくりをめざして～

令和6年3月  
東 温 市

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
[1] 計画策定の背景と趣旨	1
[2] 計画の対象	1
[3] 計画の位置付け	2
[4] 計画の期間	3
[5] 計画の策定体制	3
[6] 参考／国の障害者基本計画（第5次）の概要	4
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題</b>	<b>5</b>
[1] 人口の動き	5
[2] 障がいのある人の状況	6
[3] アンケート調査結果から読み取れる現状と課題	14
[4] 障がい者支援に関する事業所調査から読み取れる課題	19
[5] 障がい者支援に関する関係団体調査から読み取れる課題	23
<b>第3章 前期計画の進捗状況</b>	<b>25</b>
[1] 成果目標の進捗状況	25
[2] 第6期障がい福祉計画の進捗状況	33
[3] 第2期障がい児福祉計画の進捗状況	38
<b>第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画</b>	<b>39</b>
[1] 国の基本指針について	39
[2] 成果目標の設定	43
[3] 第7期障がい福祉計画	56
[4] 第3期障がい児福祉計画	61
<b>第5章 計画の推進にあたって</b>	<b>63</b>
[1] 計画の周知	63
[2] 庁内推進体制の充実	63
[3] 計画の進行管理	63
[4] 地域自立支援協議会との連携	64
<b>資料編</b>	<b>65</b>
[1] 策定経過	65
[2] 東温市障害者基本計画等策定委員会規則	66
[3] 東温市障害者基本計画等策定委員会委員名簿	67
[4] 用語解説	68

# 第1章 計画の概要

## [1] 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や重度化、介助者の不足や親亡き後の支援の在り方など、その課題やニーズは複雑化、多様化しています。

国においては、平成28(2016)年5月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」が改正され、平成30(2018)年4月から施行されました。

この改正により、障がいのある人の地域での暮らしを支援するための自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。また、医療的ケア児への支援や障がいのある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「障害児福祉計画」の策定が定められました。

さらに、令和5(2023)年3月には「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」第11条の規定に基づく、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され、条約の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」が改めて定められました。

一方、愛媛県においては、令和2(2020)年3月に「第5次愛媛県障がい者計画」が策定され、現在、計画期間満了に伴う見直しが進められています。

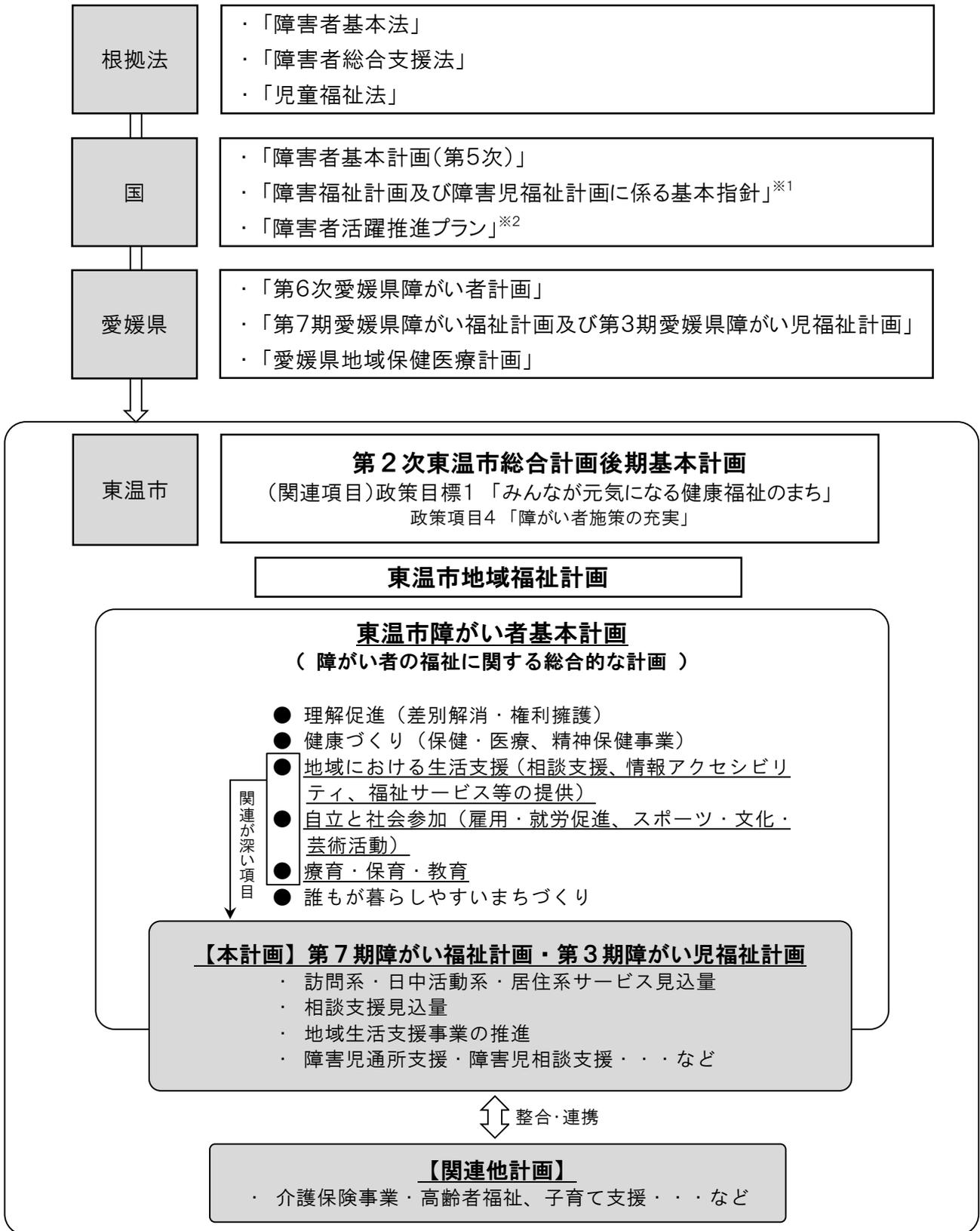
本市では、令和3(2021)年3月に策定した、令和8(2026)年度までを計画期間とする「東温市障がい者基本計画」において「自立と共生のまちづくりをめざして ～すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせるまち～」を基本理念と定め、様々な障がい者福祉施策を推進しています。また、この計画と併せて、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、計画的な実施を図るため「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体のものとして「東温市第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」(以下「前期計画」という。)を策定しました。

この度、前期計画の計画期間の満了に伴い「東温市第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指します。

## [2] 計画の対象

本計画における「障がいのある人」「障がい者(児)」の概念は「障害者基本法」第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

### [3] 計画の位置付け



※1 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 (令和5(2023)年2月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)

※2 所管は文部科学省

## [4] 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。  
それぞれの最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
東温市障がい者基本計画		現行計画						次期計画			
本 計 画	障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画(本計画)			第8期計画(次期計画)			
	障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画(本計画)			第4期計画(次期計画)			

## [5] 計画の策定体制

### 1 策定委員会における協議及び市民意見の反映

- 学識経験者をはじめ、各種団体や組織の関係者などで構成される「東温市障害者基本計画等策定委員会」における計画の原案の審議、提言
- 計画案についてのパブリックコメント（意見公募）の実施

### 2 実態調査の実施

#### (1) アンケート調査の実施

調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、自立支援医療受給者、障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査時期	令和5(2023)年7月
回収状況	配布数 1,848 人、有効回収数 923 人、有効回収率 49.9%

#### (2) 事業所及び関係団体調査の実施

	障がい者支援に関する事業所調査	障がい者支援に関する関係団体調査
調査対象	障がい福祉サービス提供事業所	障がい福祉関係団体
調査方法	郵送配付・郵送回収(ヒアリングシートへの記入依頼)その他電子メール、手交等による回答を含む。	
調査時期	令和5(2023)年7月～8月	
回答件数	20 事業所	4 団体

## [6] 参考／国の障害者基本計画（第5次）の概要

国においては、令和5（2023）年3月に「障害者基本法」第11条の規定に基づく「障害者基本計画（第5次）」を閣議決定しており、障害者施策の最も基本的な計画として改めて位置付けています。

「障害者基本計画（第5次）」では、条約の理念の尊重及び整合性の確保をはじめ、共生社会の実現に資する取組の推進など、全ての施策分野に共通する「横断的視点」を定めました。

### 【 障害者基本計画（第5次）の概要 】

**【基本理念】** 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

#### 障害者施策の基本的な方向（施策の体系）

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政等における配慮の充実
- 6 保健・医療の推進
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 教育の振興
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 11 国際社会での協力・連携の推進

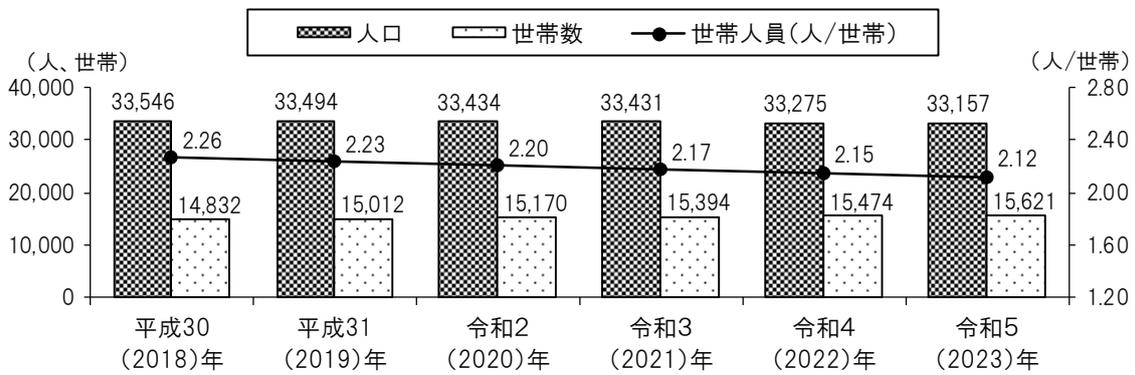
## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

### [1] 人口の動き

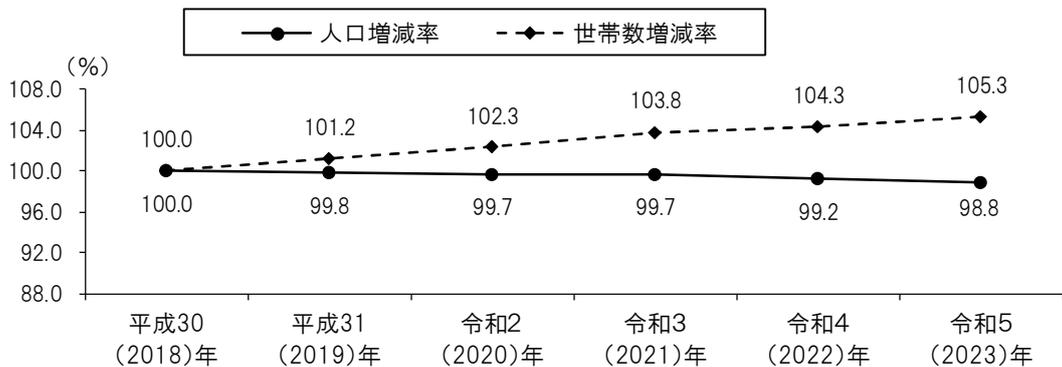
本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5（2023）年4月1日現在 33,157 人（平成30（2018）年を100とした場合 98.8）となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30（2018）年の2.26人から令和5（2023）年で2.12人となっています。

本市の高齢化率は、平成30（2018）年の29.7%から令和5（2023）年で31.9%となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、平成30(2018)年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

【 年齢別人口の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
総人口	33,546	33,494	33,434	33,431	33,275	33,157	98.8
65歳以上	9,964	10,105	10,263	10,388	10,502	10,590	106.3
高齢化率(%)	29.7	30.2	30.7	31.1	31.6	31.9	-

注：増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

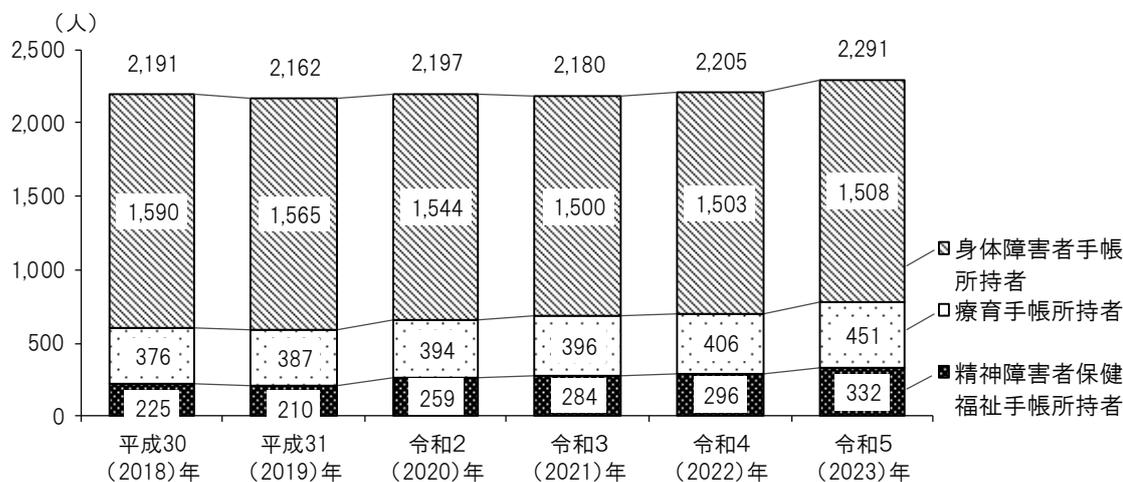
## [2] 障がいのある人の状況

### 1 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者数は、長期的には増加で推移しており、令和5（2023）年は2,291人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和5（2023）年は「身体障害者手帳所持者」が1,508人と最も多く、全体の6割以上（65.8%）を占めています。「療育手帳所持者」は451人（全体に占める構成比19.7%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は332人（同14.5%）となっています。平成30（2018）年からの推移では、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が目立っています。

【 障がい者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
障がい者手帳所持者数 合計	2,191	2,162	2,197	2,180	2,205	2,291	104.6
身体障害者手帳 所持者	1,590	1,565	1,544	1,500	1,503	1,508	94.8
療育手帳所持者	376	387	394	396	406	451	119.9
精神障害者保健 福祉手帳所持者	225	210	259	284	296	332	147.6

注：増減率は平成30(2018)年を100とした場合の令和5(2023)年の割合を示している。(以下同様)

資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

【 年齢別障がい者手帳所持者数 】

単位(人)	合計	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者
合計	2,291	1,508	451	332
18歳未満	172	48	116	8
18～64歳	963	394	299	270
65歳以上	1,156	1,066	36	54

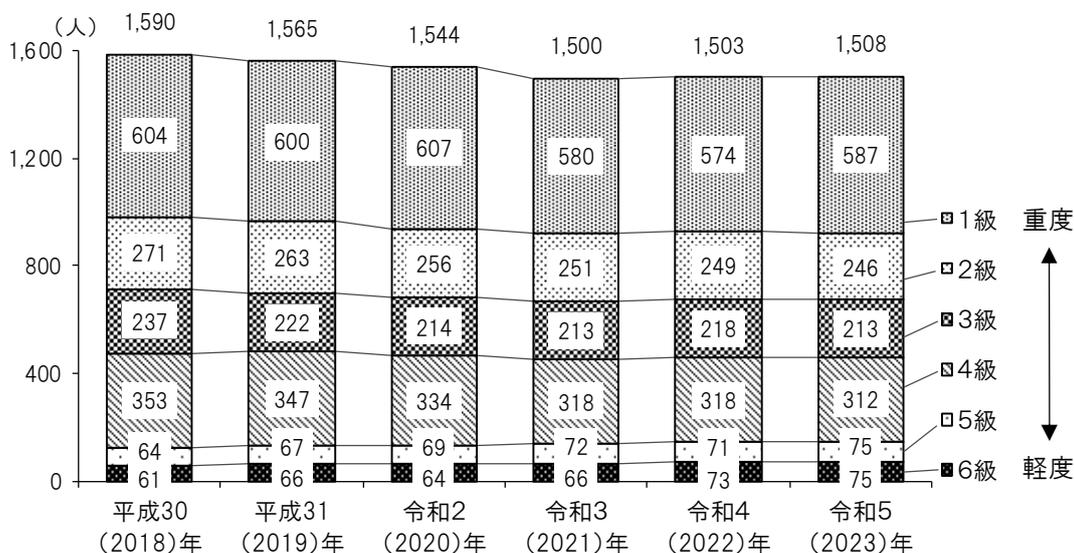
資料：社会福祉課(令和5(2023)年4月1日現在)

## 2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありましたが、令和4（2022）年に増加に転じ、令和5（2023）年は1,508人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年は「1級」が587人と最も多く、全体の約4割（38.9%）を占めています。次いで「4級」が312人（全体に占める構成比20.7%）、「2級」が246人（同16.3%）の順となっています。平成30（2018）年からの推移では、「5級」や「6級」が増加しています。また、年齢別では65歳以上が7割（70.7%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	1,590	1,565	1,544	1,500	1,503	1,508	94.8
1級	604	600	607	580	574	587	97.2
2級	271	263	256	251	249	246	90.8
3級	237	222	214	213	218	213	89.9
4級	353	347	334	318	318	312	88.4
5級	64	67	69	72	71	75	117.2
6級	61	66	64	66	73	75	123.0

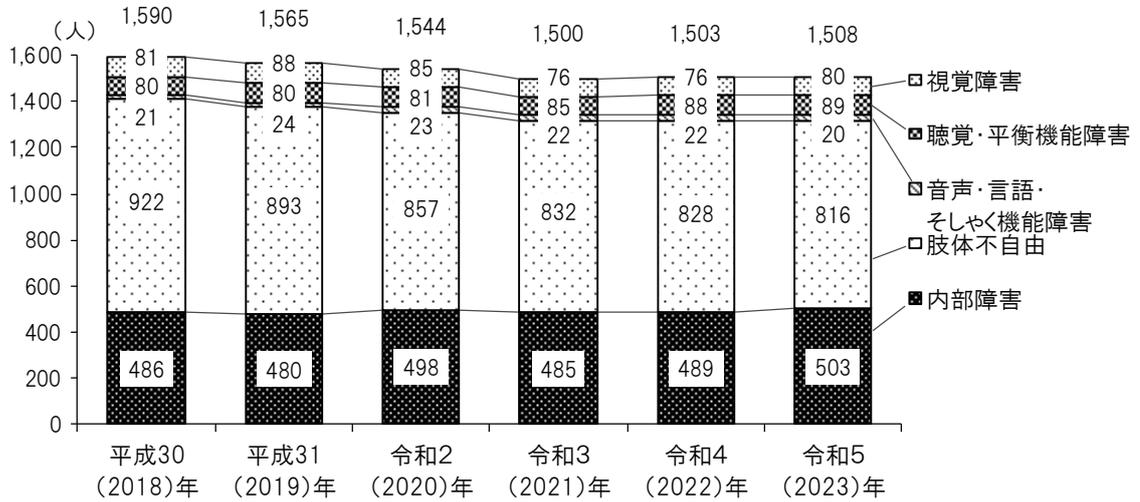
【 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	1,590	1,565	1,544	1,500	1,503	1,508	94.8
18歳未満	44	47	45	49	52	48	109.1
18～64歳	452	451	422	392	387	394	87.2
65歳以上	1,094	1,067	1,077	1,059	1,064	1,066	97.4

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

障がい種類別でみると、令和5（2023）年では「肢体不自由」が816人と最も多く、次いで「内部障害※」が503人、「聴覚・平衡機能障害」が89人の順となっています。平成30（2018）年からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【 障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	1,590	1,565	1,544	1,500	1,503	1,508	94.8
視覚障害	81	88	85	76	76	80	98.8
聴覚・平衡機能 障害	80	80	81	85	88	89	111.3
音声・言語・ そしゃく機能障害	21	24	23	22	22	20	95.2
肢体不自由	922	893	857	832	828	816	88.5
内部障害	486	480	498	485	489	503	103.5

資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

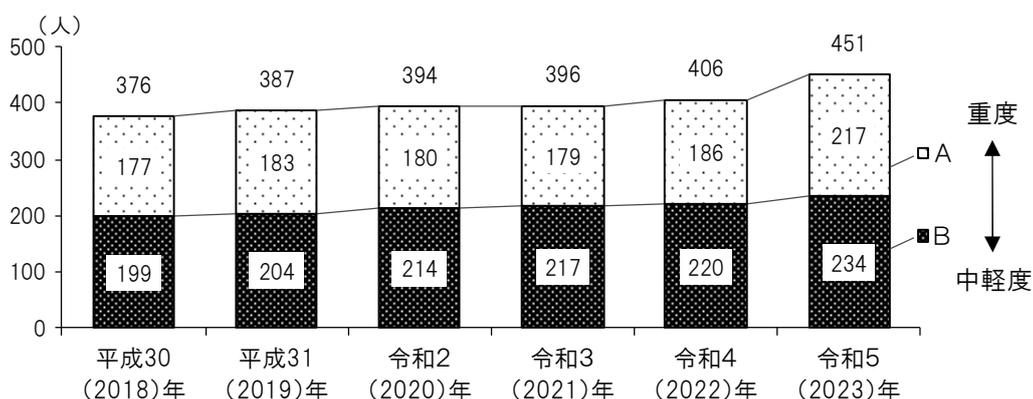
※【内部障害】身体内部の臓器に障がいがあること。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、HIVによる免疫機能、肝臓機能のいずれかの障がいにより日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

### 3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和5（2023）年は451人となっています。

障がい程度別で見ると、令和5（2023）年は「B」が234人で、「A」の217人を上回っています。年齢別では、特に40～59歳の増加が目立っています。

【療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
療育手帳所持者数合計	376	387	394	396	406	451	119.9
A	177	183	180	179	186	217	122.6
B	199	204	214	217	220	234	117.6

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	376	387	394	396	406	451	119.9
18歳未満	99	101	107	106	108	116	117.2
18～19歳	15	15	13	16	13	17	113.3
20～29歳	65	57	60	62	65	68	104.6
30～39歳	95	97	101	94	90	84	88.4
40～49歳	39	44	46	52	61	70	179.5
50～59歳	22	25	26	21	22	41	186.4
60～64歳	13	14	9	12	14	19	146.2
65歳以上	28	34	32	33	33	36	128.6

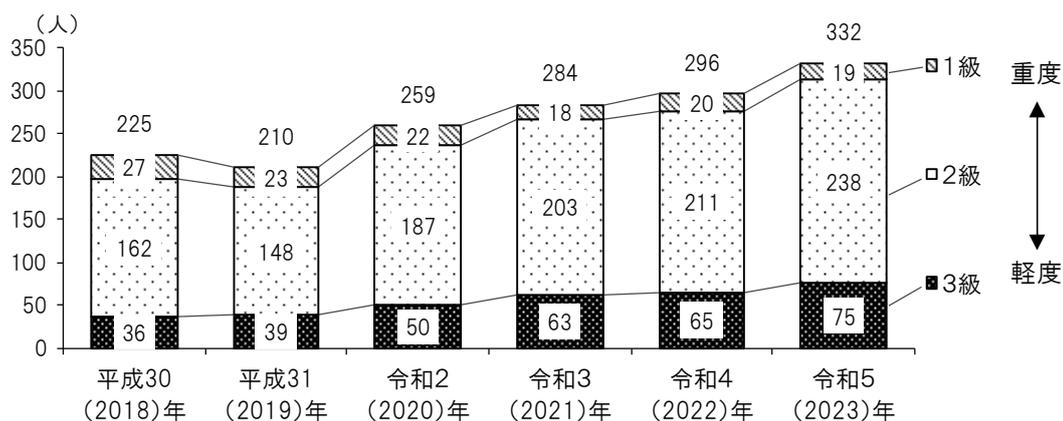
資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

#### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和5（2023）年は332人となっています。

等級別で見ると、令和5（2023）年は「2級」が238人と最も多く、全体の約7割（71.7%）を占めています。次いで「3級」が75人（全体に占める構成比22.6%）、「1級」が19人（同5.7%）の順となっており、平成30（2018）年からの推移では、「2級」や「3級」の増加が目立っています。年齢別では、60～64歳が減少しています。

【 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	225	210	259	284	296	332	147.6
1級	27	23	22	18	20	19	70.4
2級	162	148	187	203	211	238	146.9
3級	36	39	50	63	65	75	208.3

【 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	225	210	259	284	296	332	147.6
18歳未満	5	4	5	6	8	8	160.0
18～19歳	0	0	2	1	0	3	-
20～29歳	24	17	20	28	30	38	158.3
30～39歳	37	32	43	40	45	58	156.8
40～49歳	53	55	78	83	78	83	156.6
50～59歳	47	50	51	56	66	69	146.8
60～64歳	24	22	24	25	20	19	79.2
65歳以上	35	30	36	45	49	54	154.3

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## 5 自立支援医療受給者の状況

精神通院医療の受給者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は674人となっています。また、更生医療の受給者数は、近年、減少傾向にあり57人となっています。

### 【自立支援医療受給者数の推移】

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	増減率 (%)
更生医療※1	58	54	53	65	62	57	98.3
育成医療※2	3	4	3	4	4	3	100.0
精神通院医療※3	458	497	521	654	633	674	147.2

注：増減率は平成29(2017)年度を100とした場合の令和4(2022)年度の割合を示している。

資料：社会福祉課（各年度内(4月1日～翌3月末日)の実績値）

※1【更生医療】18歳以上の身体障害者手帳を持っている人を対象に、その障がいを経減又は悪化を防ぐための治療を行う場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

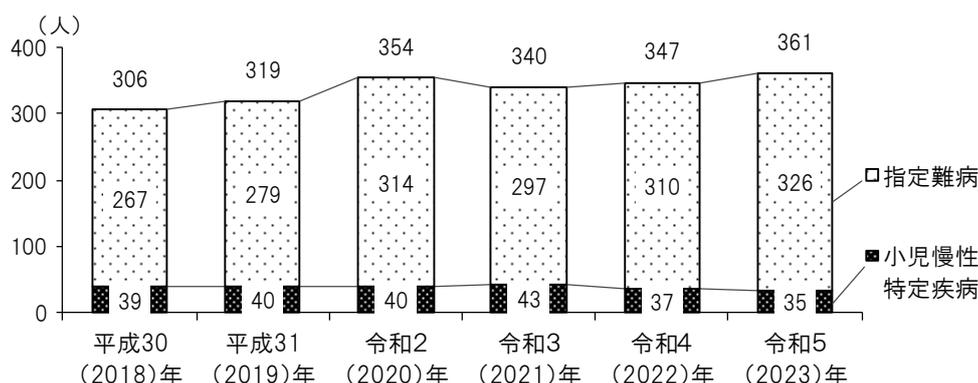
※2【育成医療】身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、その障がいの治癒又は軽減するための医療を受ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

※3【精神通院医療】統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象に、心身の障がいを除去又は軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

## 6 難病患者（医療受給者証所持者）の状況

本市の難病患者数（医療受給者証所持者数）は、令和5（2023）年で361人（指定難病326人、小児慢性特定疾病35人）となっています。指定難病は近年、増加傾向にあります。小児慢性特定疾病は緩やかな減少傾向にあります。

### 【難病患者数の推移】



単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	306	319	354	340	347	361	118.0
指定難病	267	279	314	297	310	326	122.1
小児慢性特定疾病	39	40	40	43	37	35	89.7

資料：中予保健所(各年4月1日現在)

## 7 障がい児を取り巻く教育環境の状況

本市の障がい児保育の入所児童数<sup>※1</sup>は、令和5（2023）年では32人となっています。

特別支援学級については、小学校が13学級で児童数43人、中学校は11学級で生徒数33人、通級指導教室<sup>※2</sup>は、小学校が5学級で児童数99人、中学校は3学級で生徒数47人となっています。

また、特別支援学校については、小学部が児童数21人、中学部が生徒数18人となっています。

### 【 障がい児保育入所児童数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
障がい児保育入所 児童数	37	25	33	35	32	32

資料:保育幼稚園課(各年4月1日現在)

### 【 特別支援学級数及び児童生徒数の推移 】

単位(人)		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校	学級数	18	17	17	15	15	13
	児童数	46	45	45	48	50	43
中学校	学級数	7	8	7	7	9	11
	生徒数	24	25	27	19	20	33

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

### 【 通級指導教室学級数及び児童生徒数の推移 】

単位(人)		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学校	学級数	3	3	3	3	4	5
	児童数	73	76	75	83	90	99
中学校	学級数	2	2	3	3	3	3
	生徒数	29	39	35	37	34	47

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

### 【 特別支援学校児童生徒数の推移 】

単位(人)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
小学部児童数	28	25	26	25	22	21
中学部生徒数	17	20	20	24	22	18

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

※1 公立の保育所に入所している児童数のこと。(配慮を要する児童を含む。)

※2 【通級指導教室】小・中学校の通常学級に在籍する比較的障がいの程度が軽い児童生徒が、週に何時間かだけ障がい特性に合った個別指導を受ける教室のこと。

## 8 経済的支援受給者等の状況

本市における令和5（2023）年の特別障害者手当受給者数は38人、障害児福祉手当受給者数は39人となっています。また、特別児童扶養手当受給者数は緩やかな増加傾向にあり、155人となっています。

### 【 経済的支援受給者数等の推移 】

単位(人)		平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
特別障害者手当	受給者数	36	33	36	36	34	38	105.6
障害児福祉手当	受給者数	36	34	34	36	38	39	108.3
特別児童扶養手当	受給者数	130	135	141	143	144	155	119.2
心身障害者扶養 共済制度	加入者数	24	25	24	23	21	17	70.8
	受給者数	33	34	34	33	37	36	109.1

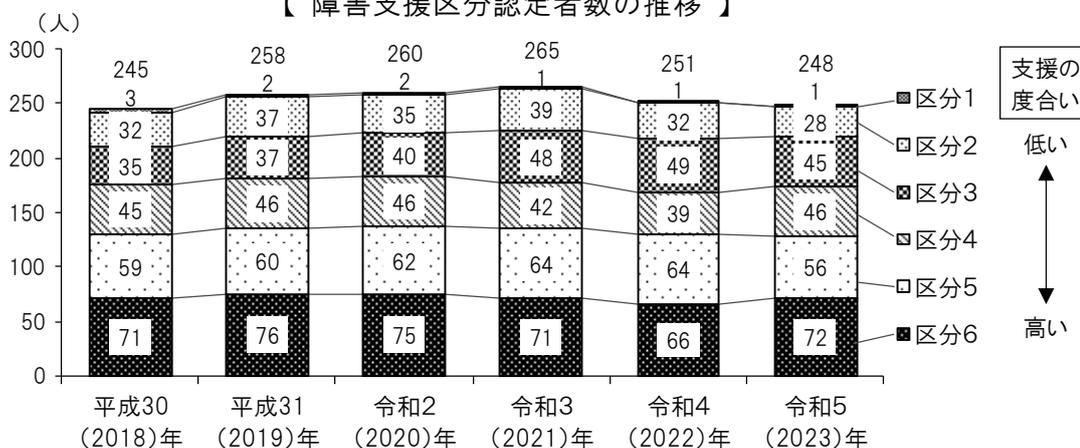
資料：社会福祉課（各年4月末日現在）

## 9 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、近年は減少傾向にあり、令和5（2023）年は248人となっています。

区分別でみると、令和5（2023）年では「区分6」が72人と最も多く、次いで「区分5」が56人、「区分4」が46人の順となっています。平成30（2018）年からの推移では、「区分3」の増加が目立っています。

### 【 障害支援区分認定者数の推移 】



単位(人)	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	増減率 (%)
合計	245	258	260	265	251	248	101.2
区分1	3	2	2	1	1	1	33.3
区分2	32	37	35	39	32	28	87.5
区分3	35	37	40	48	49	45	128.6
区分4	45	46	46	42	39	46	102.2
区分5	59	60	62	64	64	56	94.9
区分6	71	76	75	71	66	72	101.4

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

## [3] アンケート調査結果から読み取れる現状と課題

### 1 障がいの状況について

#### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢は、65歳以上で過半数を占め、4人に1人が80歳以上となっており、特に身体障がいのある人は、65歳以上で7割以上を占めています。
- 日常生活で介助が必要な障がいのある人は4割以上で、特に知的障がいのある人の6割以上が介助を必要としています。
- 18歳未満では6割、知的障がい者では約半数が「発達障がいの診断」を受けています。
- 精神障がいのある人の7割以上が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っています。
- 身体障がいのある人の約3割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある人の高齡化を見据えた支援内容の検討が必要です。</li><li>● 障がい区分別や年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。</li></ul>
-------	--

### 2 障害福祉サービスの利用について

#### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「居宅介護（ホームヘルプ）」「施設入所支援」「短期入所（ショートステイ）」の順に多く、今後3年以内に利用したい障害福祉サービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」「移動支援」「日中一時支援」の順に多くなっています。
- 18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」「児童発達支援」の順に多く、今後3年以内に利用したい障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「児童発達支援」「障害児相談支援」の順に多くなっています。
- 現在利用している障害福祉サービスに対しては「サービス内容についての情報が少ない」「利用したい日や時間に利用できない」「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」などの不満が多く回答されています。
- 今後サービスを利用しやすくするためには「どのようなサービスがあるのか、定期的に情報を提供してほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などが必要とされています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「居宅介護」「移動支援」「日中一時支援」など在宅生活支援についてのニーズへの対応が必要です。18歳未満では、特に「<u>放課後等デイサービス</u>」へのニーズの対応が必要です。</li> <li>● 障害福祉サービスの改善に向けて、<u>分かりやすい情報提供、利用条件等の柔軟化、申請手続きの分かりやすさ</u>などが求められています。</li> </ul>
-------	---

### 3 住まいや暮らしについて

#### 【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 自宅で一人暮らしをしている人は2割未満で、65歳以上が多く、大半が身体と精神障がいのある人です。
- 主な介助者について、身体障がいのある人や65歳以上で「配偶者（夫又は妻）」、知的障がいのある人や18歳未満で「父又は母」が多くなっています。精神障がいのある人は「父又は母」が多く「介助は必要ない」の割合も高くなっています。
- 介助者の過半数が60歳以上で、介助者の3人に1人が「健康に不安がある」と回答し、特に70歳以上の介助者の過半数が不安を感じています。
- 介助者がなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が約6割、次いで「経済的な支援の充実」「災害時の避難支援」「相談支援の充実」などの順となっています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>高齢で一人暮らしの障がいのある人へのきめ細かな支援の充実</u>が必要です。</li> <li>● 介助者の<u>高齢化や介助者亡き後の孤立</u>に備え、相談体制の充実や介助者の確保など、<u>生活支援体制の充実</u>が必要です。</li> </ul>
-------	--

### 4 相談について

#### 【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 相談したいことは、知的障がいのある人で「利用できる施設のこと」「緊急時・災害時のこと」「支援してくれる人のこと」「就学・進学・教育のこと」、精神障がいのある人で「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」などが多くなっています。
- 相談先への要望としては「1か所でどんな相談にも対応できること」が最も多く、知的障がいのある人で「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」、精神障がいのある人で「電話・FAX・電子メールでの相談ができること」などが求められています。
- 東温市基幹相談支援センターについては、6割以上が知らなかったと回答しています。
- 「ピアサポート活動」に約半数が「参加してみたいと思わない」と回答する一方、4人に1人は内容を聞いた上で参加を検討したい回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ワンストップ型の相談窓口</u>が求められており、障がいの違いや年齢など状況に応じた<u>専門性のある相談体制</u>の構築が必要です。</li> <li>● 東温市基幹相談支援センターの周知をはじめ「ピアサポート活動」についての<u>情報発信の充実</u>が必要です。</li> </ul>
-------	--

## 5 就労や日中の活動について

### 【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 現在、障がいのある人のうち4人に1人が就労しており、特に知的、精神障がいのある人の就労率が高くなっています。
- 勤務形態は「パート・アルバイトや派遣社員」が最も多くなっていますが、知的障がいのある人では「通所施設」が多くなっています。
- 通所施設等に通っている人の3割以上に一般就労の意向があり、特に精神障がいのある人で多くなっています。
- 障がいのある人が働きやすくなるためには「身近な地域で働けること」「短時間勤務や勤務日数への配慮など柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」「障がいがあっても働ける場所が増えること」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中で障がいのある人の働く場所を確保するために、障がい者雇用率の向上に向けた取組の充実をはじめ、職場での障がいのある人への<u>差別の禁止</u>や<u>合理的配慮</u>、障がいに対する<u>理解の促進</u>、障がいに応じた職場環境や労働条件の整備など、<u>多様な支援施策の充実</u>が必要です。</li> </ul>
-------	--

## 6 社会参加について

### 【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 近所の人との人間関係について、6割近くに「親しい人がいる」一方で、知的、精神障がいのある人の約半数が「ほとんど近所付き合いはない」と回答しています。
- 人とコミュニケーションをとるときに、約半数が「困ることがある」と回答しており、特に知的や発達障がいのある人、18歳未満の若い人に多くなっています。
- 障がいのある人に対する理解については、過半数が「理解されている」と感じているものの、精神障がいのある人では「理解されていない」と感じている割合が高くなっています。
- 成年後見制度の認知率は6割近くで、特に知的障がいのある人や18歳未満の利用意向が高くなっています。
- 災害時に「近所に助けてくれる人がいる」と回答した人は約3割で、近所付き合いが薄い人や18歳未満では「近所に助けてくれる人がいない」という回答が多くなっています。

- 避難所については、約2割が「知らない」と回答しており、特に知的障がいのある人や近所付き合いがない人でその割合が高くなっています。
- 「東温市避難行動要支援者避難支援制度」については、4割以上が「知らなかった」と回答しています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の地域社会における孤立の防止や災害時の避難支援のために、<u>地域の見守りネットワークの構築と連携</u>、<u>避難行動要支援者避難支援名簿等の周知</u>、<u>登録に向けた啓発の充実</u>が必要です。</li> <li>● 地域共生社会の実現に向けた様々な啓発活動等の取組を推進し、継続的に、社会の<u>理解と協力への意識づくり</u>を推進することが必要です。</li> </ul>
-------	--

## 7 療育・保育・教育について

### 【 調査結果の概要（ポイント） 】

- ほとんどの子どもが学校等へ通所、通学しており、約2割は小学校や中学校の通常の学級に通っています。
- 保育所や学校、療育機関に対しては「子どもの障がいの特性や発達に合わせた支援」「障がいに対する保育士や教職員などの理解」「就労に向けた教育・支援」の充実などが求められています。
- 子どもの介助や支援に関する不安や悩みとしては「何かあったときに世話を頼める人がいないこと」「身体的・精神的な負担」が特に多くなっています。
- 「子ども部会の研修会・茶話会」については、知っているが参加したことはないという人が多く、3人に1人が今後参加したいと回答しています。
- ペアレントメンターやペアレントトレーニングについては、約半数が「知らない」と回答しています。また、ペアレントトレーニングの現在の参加率は15%ですが、今後の参加意向は4割以上となっています。
- 発育、発達上の支援が必要な子どものために必要なこととしては「通所・通学先で障がいの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」「身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実すること」などが求められています。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう<u>合理的配慮や環境の整備</u>をはじめ、<u>教職員等の専門性の向上</u>、子どもの<u>特性に応じた教育指導</u>、<u>相談体制の充実</u>が必要です。</li> <li>● 発達障がいや障がいのある子どもの家族に対する支援、保護者等の精神的負担軽減を目的としたレスパイト施策をはじめ、ペアレントトレーニング等の養育能力向上に向けて<u>学ぶ場や情報を共有する場</u>、障がいや抱える悩みに適応した<u>専門的な相談体制</u>などの充実が必要です。</li> </ul>
-------	---

## 8 行政の福祉施策について

### 【 調査結果の概要（ポイント） 】

- 障がいのある人が住みやすいまちをつくるために、行政が取り組むべきこととして「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」「身近な場所ですぐに相談できる場所を増やす」「障害福祉サービスを利用しやすくする」などが求められています。

今後の課題	● 障がい福祉サービスの充実はもとより、経済的な支援、障がいについての理解の促進など、関連機関との連携を図りながら、 <u>包括的な支援体制を充実</u> させていく必要があります。
-------	---

## [ 4 ] 障がい者支援に関する事業所調査から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の障害福祉サービス提供事業所に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

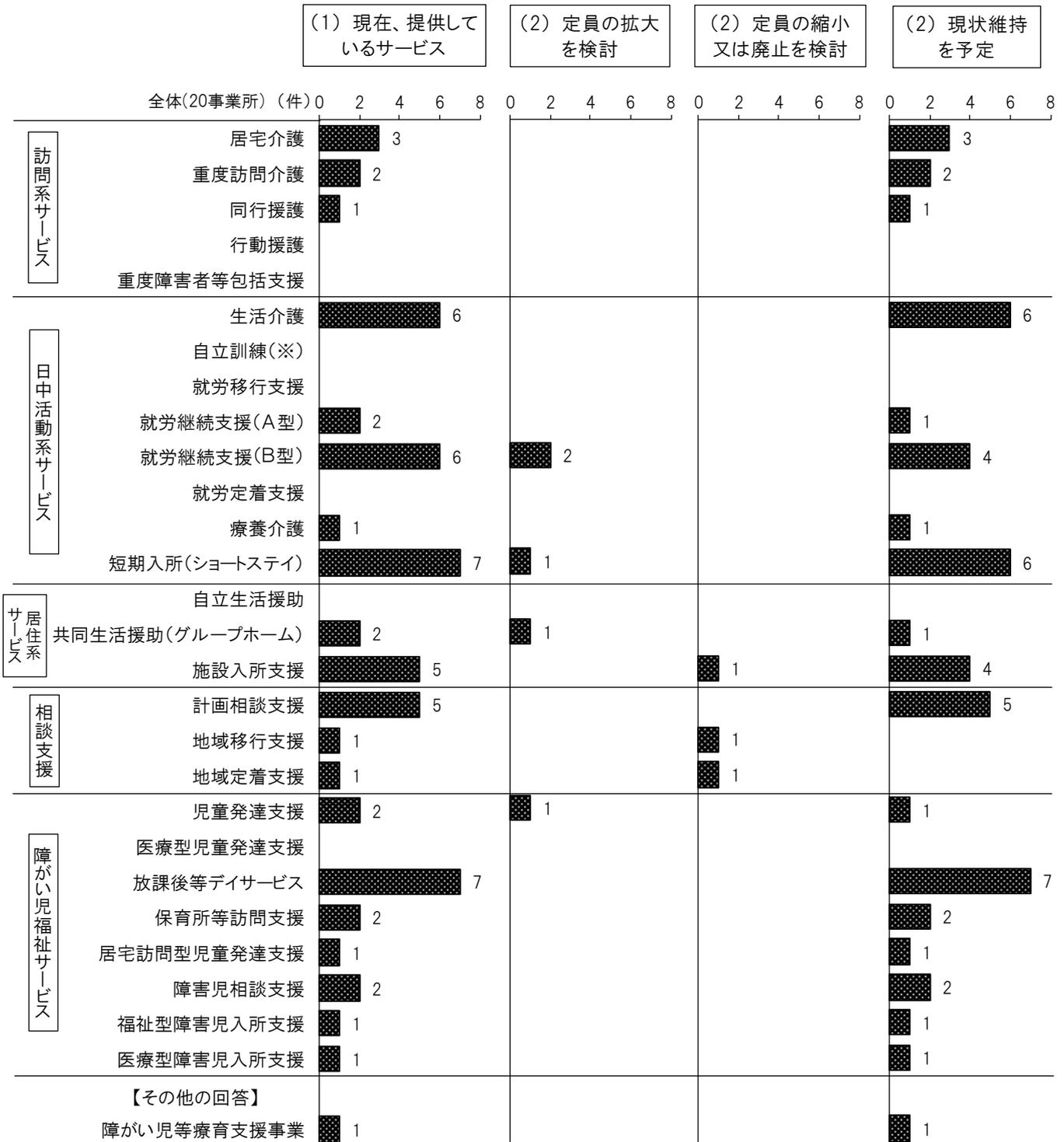
### 1 障がい者福祉事業を運営する上で困っていること（問題点や課題）

#### 【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 利用者の高齢化
- コロナによる利用者の減少
- 東温市に児童発達支援事業所、放課後等デイサービスなどの事業所が少ない。
- 障がいの重さや特性の違いはありますが、保護者の希望としては生活介護よりも就労を希望される方が多くなっています。
- 職員の確保が思うようにできていない。職員の高齢化
- 利用者の高齢化に対して建物、設備等が対応していない。
- 日中一時支援のような預かり事業所がない。あっても空きがない。
- 訪問等サービス（居宅、通院介助、移動支援）の事業所に空きがなく利用が難しい。
- 障がいのある子どもに対しての短期入所事業所がなく困っている人がいる。
- 担い手の不足（相談支援専門員、認定調査員、ヘルパーなど）
- 介護保険に比べ、極端に審査会の数が少ない。急ぎでサービスが必要な方にすぐにサービスが届けられない。
- 申請時、手続きに関する書類の多さ、複雑さがひどい。もっと簡略化してほしい。
- 医療的ケア児の窓口は一つであるべきだ。
- 市に発達支援センターを作るべきだと思う。
- 介護保険と障がい福祉サービスの連携
- 市内に相談支援事業所の数が少ない上、職員数も少ない。
- 利用者の通所の頻度が安定しない。
- 作業（内職工賃）では利用者の給与を賄えていない。
- 施設外就労の受け入れ先が見つからない。
- 介護職員を募集しても応募者がいない。
- 重度の障がいを持つ利用者の支援に必要な介護、看護人材の不足
- 利用者のニーズの偏り（短期入所や日中一時で土、日等に利用希望が集中し受け入れ困難であること）など
- 学校との連携、教育と福祉の考え方の違い、特性の理解がなされていない。
- 保護者の急病や入院の際等緊急時の対応
- 営業時間外の対応、受け入れ先の確保など
- 職員のスキルアップの場の不足
- 困難事例の相談の場がない。

## 2 障がい福祉サービスの提供方針について

【 20 事業所の回答の内訳 】



※ 自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

### 3 今後、新設（新規参入）を検討しているサービス

回答件数	今後、新設（新規参入）を検討しているサービス
4	保育所等訪問支援
3	共同生活援助（グループホーム）
2	計画相談支援
2	児童発達支援
2	放課後等デイサービス
1	就労継続支援（B型）
1	短期入所（ショートステイ）
1	障害児相談支援
8	新設を検討しているサービスはない・わからない

### 4 障がい福祉サービスが利用しやすくなるため必要だと思うこと

#### 【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 多くの保護者に、障がい福祉サービスについて知ってもらうこと、イメージを持ってもらうこと、保育園、幼稚園単位で保護者向けの講座等の機会を設ける。
- 相談員や支援学校との連携を深めて、当施設を知っていただく。そこから、施設見学や体験実習につなげていく。
- 職員のスキルアップを図る。
- 手続きが複雑でなく、スムーズに行えるようになれば（システム化など）利用者の支援に従事する時間が増えて、利用しやすくなると思う。
- 発達支援の窓口としての機能を期待するなら、作業療法士や心理士の配置が必要と思う。
- 社協だよりなどの啓発活動
- 相談支援専門員の増員
- 障がいについての理解を深めること。
- 本来の業務を圧迫する過剰な部分の見直し（認定調査等）
- より充実した作業内容と、個室スペースの拡充
- 障がい福祉サービスを利用したことがない障がい者の方への情報を提供していくこと。
- 東温市の主催するイベントの参加（施設の紹介など）ができればどうかと思います。
- 個別のニーズに合わせたきめ細かい対応
- 職員一人一人の知識や技術の向上、スキルアップ研修会や勉強会への参加、地域との交流（ふれあい）

## 5 計画策定にあたっての意見や要望

### 【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 受給者証等の発行等のスピードアップ
- 障がいのある人や家族に対して施設などの活用の推進
- 発達支援センターを作ってほしい。
- 障がいのある人が気軽に集まる場ができたらいいと思う。
- 児童発達支援センター、発達障がいセンターなどの充実
- 相談支援事業所を増やす働き掛けを市でしてほしい。
- 相談支援専門員もだが、居宅介護事業所も不足している。
- 日中一時支援や児発等、東温市に必要なサービスを整備してもらいたい。
- 高齢者施設、障がい者施設、事業所、社協を含めた合同連携会議の開催
- ネットワークづくり（まずは知ることから）
- 情報交換、高齢者支援、障がい者支援者が持っている情報の交換
- 保護者の急病や入院など緊急時に、すぐに預かってもらえるような場所の確保
- 医ケアをはじめ、一人一人の災害時の避難計画の作成及びマニュアルの作成、訓練の実施
- 職員が悩みを相談したり、交流したりが気軽にできる場がほしい。
- サービス事業所を増やすより、質を上げる取組が必要
- 放デイは人口に対して多いので総量規制をしてほしい。
- 障がいを持つ人が参加できるイベントや行事が増えてほしい。
- 公園、健康増進の場（プールなど）の整備
- 車椅子でも通りやすい道路の整備

## [5] 障がい者支援に関する関係団体調査から読み取れる課題

本計画の策定にあたって、市内の障害者福祉関係団体に対する調査を実施しました。調査では、次のような現状や課題が指摘されています。

※ 回答者の意図を変えない範囲で要約、整理し、複数の同類意見はまとめている場合があります。

### 1 支援活動を行う上で困っていること

#### 【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

- 会員数の減少で人数がなかなか増えない。
- 会員の高齢化で集まりが悪い。
- 当会も難聴者だけでは少なくなり、身体障がいのある人とか、高齢者等も一緒に活動（入会したい人）をしています。
- 若い人の入会がなく、会員が減少
- 会員の減少に伴い高齢化が進み、リーダーの育成ができない。
- 中途視覚障がいのある人や弱視の方への支援をしたいが、情報が全く入らないため支援が進まない。

### 2 有効と思われる取組やアイデア等

#### 【 主な回答結果（回答要旨：抜粋） 】

#### （1）障がい福祉サービスの提供について

- 福祉サービス提供の手続きを、もう少し簡単（書類を何度も提出するのではなく）にしてほしいと思います。
- 難聴者が活動するには、要約筆記通訳が必要です。その通訳を申請するには、派遣できないことがあります。遊興娯楽とか、他県又は他市への派遣などできない内容をなくしてほしいです。
- 施設側に、病気を理由に断られることがあるので、利用できるように対応してほしい。
- サービスに関する情報を郵送してほしい。
- 中途失明の方に対しての支援が不足している。
- 点字、墨字共に読めない方が多いので、情報が全く入らない。代読や代筆の支援に加えて、音声で公的な情報を積極的に知らせてほしい。
- 市役所の窓口で、必ず支援につながる第一歩を伝えてほしい。

#### （2）相談支援体制について

- 個人情報保護法により、難聴者が市内のどこにいるのか教えてくれませんので、何とかならないのか困っています。
- 施設、障がい者団体、個人など横のつながりができておらずピアサポートができない。

### **(3) 雇用・就労の促進**

- 職場で問題があったとき、相談に乗ってほしい。
- 中途視覚障がい者は就労が難しい場合が多い。あんま、鍼灸の職にはなかなかつけないため、視覚障がいのある人でもできる仕事を紹介してほしい。市役所で、就労につなげるためのデジタルの勉強を支援してほしい。

### **(4) 療育・保育・教育の充実**

※ 回答なし

### **(5) 地域での生活を支援する様々な取組の充実**

- 介助者や保護者など急な外出にも対応できる（一時的に預かってもらえる）場所があれば助かります。
- 難聴者は手話を知りません。通訳は要約筆記です。市が要約筆記者の養成をしてほしいです。
- 障がいの重さに応じた、グループホームを増やしてほしい。
- 外出支援、病院、買物、趣味、余暇、健康面での外出のサポートを気軽に受けられるようにしてほしい。

## 第3章 前期計画の進捗状況

### [1] 成果目標の進捗状況

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者61人のうち1人（1.6%）を削減目標としています。令和4（2022）年度末では施設入所者削減数は8人（13.1%）となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度末時点の施設入所者数	61人 (基準値)	—	—
②令和5(2023)年度末の施設入所者数	60人	53人	—
③令和5(2023)年度末の施設入所者の削減見込者数(①-②)	1人	8人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	1.6%	13.1%	①から1.6%以上削減
⑤令和5(2023)年度末の施設入所者の地域移行者数	3人	0人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	4.9%	0%	①の6%以上

#### 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等については、令和4（2022）年度末で1箇所整備しており、機能の充実に向けた検証及び検討を年1回実施しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和5(2023)年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	1箇所	各市町村又は各圏域に1つ以上確保
②地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1回	1回	年1回以上、運用状況を検証及び検討

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において7人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では4人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	5人 (基準値)	—	—
②令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	7人	4人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.4倍	0.8倍	①の1.27倍以上

#### (2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において2人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では1人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	1人 (基準値)	—	—
②令和5(2023)年度末時点の就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数	2人	1人	—
③一般就労移行割合(②/①)	2.0倍	1.0倍	①の1.30倍以上

### (3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度末において5人とすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では3人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	4人 (基準値)	—	—
②令和5(2023)年度末時点の就労継続支援A型事業利用者から一般就労への移行者数	5人	3人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.25倍	0.75倍	①の1.26倍以上

### (4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から一般就労へ移行する人については、令和5（2023）年度は移行者を見込んでいません。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	0人 (基準値)	—	—
②令和5(2023)年度末時点の就労継続支援B型事業利用者から一般就労への移行者数	0人	0人	—
③一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の1.23倍以上

### (5) 就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度末までに一般就労に移行する7人のうち5人が就労定着支援を利用することを目標としていますが、令和4（2022）年度末では一般就労に移行する4人のうち1人となっています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和5(2023)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	7人	4人	—
②令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業の利用者数	5人	1人	—
③就労定着支援事業の利用割合(②/①)	71.4%	25.0%	①の7割

### (6) 就労定着支援事業所の就労定着率

就労定着支援事業所1箇所において、就労定着率を8割以上にすることを目標としていますが、令和4（2022）年度末では目標を達成しています。

	令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和5(2023)年度末時点の就労定着支援事業所数	1箇所	1箇所	—
②令和5(2023)年度末時点の就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所	1箇所	—
③令和5(2023)年度末時点の就労定着率8割以上の事業所が全事業所に占める割合(②/①)	100.0%	100.0%	①の7割以上

#### 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、おおむね目標どおりとなっていますが、精神障がい者の共同生活援助の利用者数は、目標値を大きく上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度		
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	—	
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	16人	16人	16人	11人	14人	15人	—	
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回	0回	0回	1回	—
	評価	1回	1回	1回	0回	0回	1回	—
④精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	0人	1人	0人	—	
⑤精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人	0人	0人	0人	—	
⑥精神障がい者の共同生活援助	1人	1人	1人	9人	11人	11人	—	
⑦精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人	0人	0人	0人	—	

注：令和5(2023)年度は見込値(以下同様)

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、圏域※で1箇所確保しています。

保育所等訪問事業については、圏域で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しています。

重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所は、圏域で確保しています。

医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、コーディネーターは令和4(2022)年度末で1人配置しています。

		令和5(2023)年度末の目標数値	令和4(2022)年度末の進捗状況	国の基本指針
①児童発達支援センターの設置(確保)数		1箇所(圏域)	1箇所(圏域)	各市町村に少なくとも1箇所以上設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		構築済み(圏域)	構築済み(圏域)	各市町村に利用できる体制を構築
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数(確保状況)		確保(圏域)	確保(圏域)	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数(確保状況)		確保(圏域)	確保(圏域)	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
⑤医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置		設置済み	設置済み	各都道府県、各圏域、各市町村において協議の場を設置
⑥医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置人数	4人	1人	各都道府県、各圏域、各市町村においてコーディネーターを配置
	配置場所	東温市基幹相談支援センター 他	東温市基幹相談支援センター	

※「圏域」は「松山圏域(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町)」を指す。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化については、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数は、おおむね目標どおりとなっています。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数は、目標値を上回っていますが、地域の相談機関との連携強化の取組実施回数は、目標値を下回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
①総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件	9件	6件	10件	—
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件	2件	4件	4件	—
④地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	6回	6回	6回	4回	3回	4回	—

## 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上については、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数は、目標値を大きく下回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	8人	8人	8人	1人	2人	3人	—
②障害者自立支援審査支払等システム <sup>※</sup> による審査結果の共有	体制有無	—	—	—	—	—	—
	実施回数	—	—	—	—	—	—

※【障害者自立支援審査支払等システム】市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求受付から市町村の支払いまで、一連の審査・支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求・審査・支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。

## 8 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援については、ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数やピアサポート活動への参加人数は、目標値を下回っていましたが、令和5（2023）年度は目標値を大きく上回る人数を見込んでいます。

ペアレントメンターの人数は、目標値を上回っています。

	目標数値			進捗状況			国の基本指針
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	
①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	2人	3人	4人	0人	0人	20人	—
②ペアレントメンターの人数 (累積)	2人	3人	4人	2人	6人	6人	—
③ピアサポート活動におけるピアサポーター参加人数	2人	3人	3人	0人	0人	10人	—

## [2] 第6期障がい福祉計画の進捗状況

### 1 訪問系サービス

居宅介護は利用者数、時間数共に、計画値を大きく下回っています。

同行援護、重度訪問介護及び行動援護の時間数は、計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
居宅介護	人/月	80	84	88	64	59	60
	時間/月	1,600	1,680	1,760	1,324	1,215	1,260
同行援護	人/月	11	11	11	9	7	6
	時間/月	198	198	198	123	106	90
重度訪問介護	人/月	4	4	4	2	2	5
	時間/月	720	740	760	246	334	450
行動援護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	40	40	40	22	22	34
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	97	101	105	77	70	73
	時間/月	2,558	2,658	2,758	1,715	1,677	1,834

## 2 日中活動系サービス

療養介護の利用者数はおおむね計画どおりですが、生活介護や短期入所（福祉型）の利用者数及び日数は計画値を大きく下回っています。

短期入所（医療型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、日数は計画値を上回っています。

就労移行支援や就労継続支援（B型）は利用者数、日数共に計画値を上回っていますが、就労継続支援（A型）の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
療養介護	人/月	7	7	7	5	5	6
生活介護	人/月	131	132	133	121	115	130
	人日/月	2,555	2,574	2,594	2,377	2,233	2,420
短期入所 (福祉型)	人/月	28	29	30	17	13	12
	人日/月	126	130	135	131	82	50
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	1	1	1	2
	人日/月	1	1	1	2	5	37
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2	4	2	1
	人日/月	20	20	20	46	32	7
就労移行支援	人/月	4	4	4	5	6	6
	人日/月	64	64	64	87	97	94
就労継続支援 (A型)	人/月	57	57	57	54	52	55
	人日/月	1,083	1,083	1,083	1,029	995	1,092
就労継続支援 (B型)	人/月	121	123	125	126	137	160
	人日/月	2,057	2,091	2,125	2,235	2,395	2,720
就労定着支援	人/月	1	2	2	3	6	6

### 3 居住系サービス

グループホーム（共同生活援助）の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、施設入所支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
グループホーム (共同生活援助)	人/月	28	30	32	29	33	37
施設入所支援	人/月	62	61	60	58	53	53
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	0

### 4 相談支援

計画相談支援の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
計画相談支援	人/月	85	90	95	83	78	77
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

## 5 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

成年後見制度利用支援事業の利用者数は、計画値を下回っています。

手話通訳者派遣事業の利用者数は、計画値を大きく下回っています。

日常生活用具給付等事業について、排せつ管理支援用具の給付件数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

移動支援事業の利用者数は計画値を下回っていますが、地域活動支援センターの利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	無	無	無	
相談支援事業	障害者相談支援事業	委託事業所数	0	0	0	0	0	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	2	2	3	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延人/年	144	144	144	56	29	28
		利用件数/年	3	3	3	2	2	2
	要約筆記者派遣事業	延人/年	10	10	10	0	5	2
		利用件数/年	2	2	2	0	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1	0	0	0	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	2	3	4	0	7	0
	自立生活支援用具	給付件数/年	8	8	8	6	9	0
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	8	8	8	2	6	6
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	8	8	8	4	4	2
	排せつ管理支援用具	給付件数/年	460	470	480	385	428	490
	居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)	給付件数/年	2	2	2	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	10	10	10	7	9	9	
移動支援事業	実施箇所数	27	28	28	25	26	27	
	利用者数/年	45	47	49	31	26	30	
	延利用時間/年	2,970	3,102	3,234	1,828	1,899	2,094	
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	
	利用者数/月	10	10	10	17	20	22	

## (2) 任意事業

日中一時支援事業の利用回数は、計画値を大きく下回っています。

タイムケア事業は、利用者数、回数共に計画値を下回っています。

自動車運転免許取得費助成事業の利用件数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第6期計画値			第6期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
日中一時支援事業	実施箇所数	16	16	16	14	15	13
	人/年	72	76	80	62	88	80
	回/年	576	608	640	351	274	262
タイムケア事業	人/月	20	20	20	19	15	14
	回/月	80	80	80	90	74	75
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	0	0	0
生活サポート事業	人/年	1	1	1	0	0	0
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1	3	2	2
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1	2	0	2

### [3] 第2期障がい児福祉計画の進捗状況

#### 1 障害児通所支援

放課後等デイサービスの利用者数は計画値を下回っていますが、日数は計画値を上回っています。

保育所等訪問支援は、利用者数、日数共におおむね計画どおりです。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
児童発達支援	人/月	37	39	41	39	48	35
	人日/月	296	312	328	270	331	264
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	113	119	131	108	116	128
	人日/月	1,412	1,487	1,637	1,440	1,574	1,687
保育所等 訪問支援	人/月	5	6	7	6	7	8
	人日/月	8	9	11	8	9	11
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1	0	1	0
	人日/月	1	1	1	0	1	0
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	2	3	4	1	1	1

#### 2 障害児相談支援

障害児相談支援の利用者数は、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第2期計画値			第2期実績値		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度
障害児相談支援	人/月	31	32	33	37	35	38

# 第4章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

## [1] 国の基本指針について

### 1 基本指針の見直し

令和5（2023）年5月19日、厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部の改正が告示されました。

基本指針は、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの、本市における「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたって則すべき事項を定めています。

#### 【 基本指針見直しの主なポイント（要旨） 】

基本指針	見直しのポイント
1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul>
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記</li> </ul>
4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul>
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul>
6 地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>
7 障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>
8 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設</li> </ul>

基本指針	見直しのポイント
9 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加</li> </ul>
10 障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設</li> <li>・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加</li> </ul>
11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進</li> <li>・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進</li> </ul>
12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設</li> </ul>
13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備</li> </ul>
14 その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間の柔軟化</li> <li>・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化</li> </ul>

## 2 成果目標の見直し

国の基本指針では、計画期間が終了する令和8（2026）年度末の成果目標について、次のとおり掲げています。

【 成果目標（令和8（2026）年度）末の目標）の見直しのポイント（抜粋） 】

### 1 施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### 3 地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

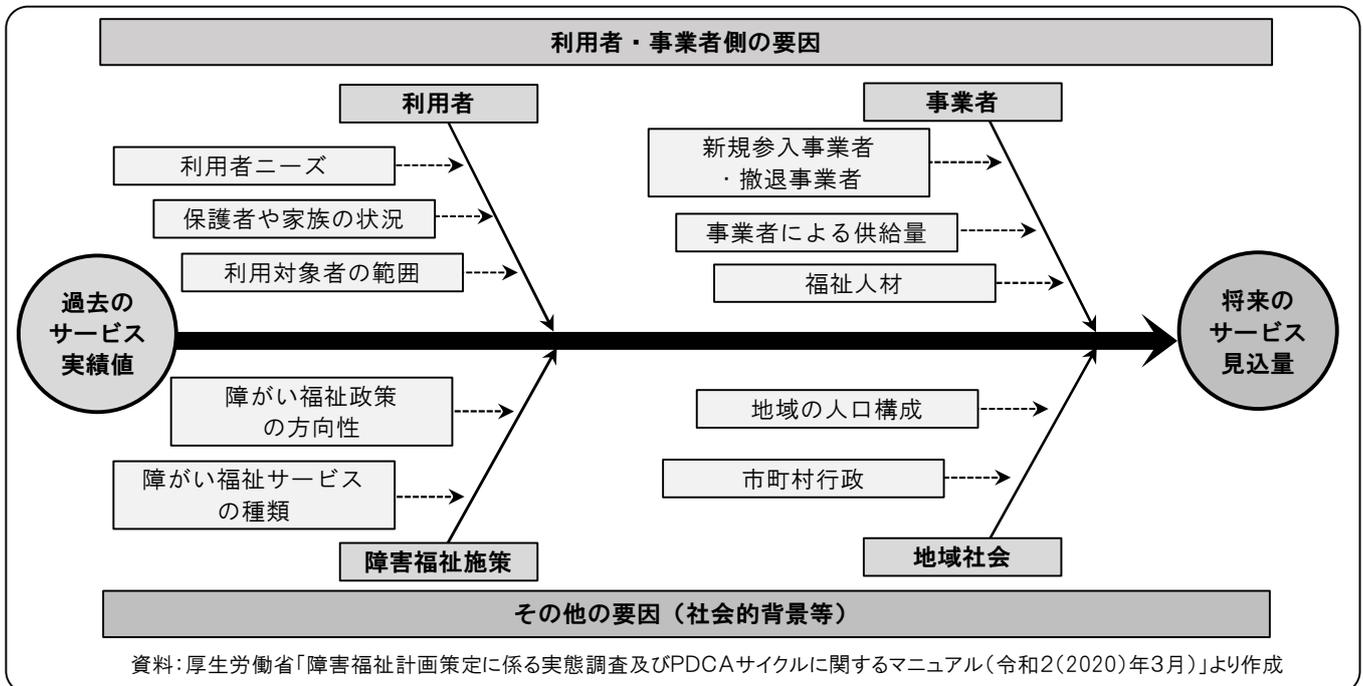
## 6 相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

### 【参考資料／障がい福祉サービス見込量の算出にあたっての考え方】



## [2] 成果目標の設定

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和4（2022）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和8（2026）年度末における地域生活への移行者数の目標値を設定します。

#### ■ 国の基本指針 ■

- ① 令和4（2022）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- ② 令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

#### ■ 本市の目標 ■

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数53人に対して、令和8（2026）年度末までに4人（7.5%）が地域で暮らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者数	53人	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)
施設入所者の地域生活への移行者数	4人	・令和8(2026)年度末までの地域生活への移行者数(B)
地域生活への移行率	7.5%	(B/A)

##### ② 施設入所者の削減

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者数53人に対して、令和8（2026）年度末までに施設入所者数を3人（5.7%）減らすことを目指します。

	数値	備考
施設入所者の削減数	3人	・令和8(2026)年度末時点での削減見込者数(C)
施設入所者の削減割合	5.7%	・令和4(2022)年度末時点の入所者数(A)からの削減割合(C/A)

#### 目標達成に向けた取組方策

- 施設入所者の地域生活への移行を推進するとともに、地域で生活している人が、個々のニーズに応じて住み慣れた地域で継続して生活ができるよう支援します。

## 2 地域生活支援の充実

### ■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する。
- ② 令和8（2026）年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

### ■ 本市の目標 ■

#### ① 地域生活支援拠点等の状況

- 令和8（2026）年度末までに、コーディネーターを1人配置し、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。

	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	1箇所
② コーディネーターの配置人数	1人
③ 運用状況の検証及び検討 (支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数)	1回/年

#### ② 強度行動障がいをもつ障がいの者の支援体制の整備

- 令和8（2026）年度末までに、強度行動障がいをもつ障がいの者に対し、地域の関係機関が連携し支援体制を整備します。

	令和8(2026)年度
強度行動障がいをもつ障がいの者に関するニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備済

#### 目標達成に向けた取組方策

- 地域生活支援拠点等面的整備後の運用について、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所など関係機関と連携し、支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、障がいのある人の「親亡き後」を見据えた地域生活を支援します。

### 3 福祉施設から一般就労への移行

#### ■ 国の基本指針 ■

##### 【 福祉施設から一般就労への移行に関する目標 】

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- ② 上記①のうち、就労移行支援事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
- ③ 上記①のうち、就労継続支援A型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上を目指す。
- ④ 上記①のうち、就労継続支援B型事業から、令和8（2026）年度末までに移行する者の目標値は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.28倍以上を目指す。
- ⑤ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3（2021）年度末の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

##### 【 就労移行支援事業所から一般就労への移行に関する目標 】

- ⑥ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の5割以上とする。

##### 【 就労定着支援事業所利用後の就労定着率<sup>※</sup>に関する目標 】

- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

■ 本市の目標 ■

- 令和8（2026）年度末までに7人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和8（2026）年度末までに2人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに4人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和8（2026）年度末までに1人が一般就労することを目指します。
- 令和8（2026）年度末までに6人が就労定着支援を利用することを目指します。

	令和3 (2021) 年度	令和8 (2026) 年度	比較 (国の指針)
① 一般就労への移行	4人	7人	1.75倍 (1.28倍)
② 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.31倍)
③ 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	3人	4人	1.33倍 (1.29倍)
④ 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	- (1.28倍)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	4人	6人	1.50倍 (1.41倍)

- 就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数の割合を50%以上とすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労移行支援事業所数	2箇所
就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1箇所
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50% (50%以上)

- 就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数の割合を25%以上とすることを目指します。

	令和8(2026)年度
就労定着支援事業所数	4箇所
就労定着支援事業利用修了後の就労定着率が7割以上の事業所数	1箇所
就労定着率が7割以上の事業所の割合	25% (25%以上)

目標達成に向けた取組方策
○ 相談支援事業所や就労継続支援事業所と連携し、一般就労移行者が支援事業を利用しやすい環境整備に努めるとともに、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所の参入を促進します。

## 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

### ■ 国の基本指針 ■

- ① 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑧ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	15人	15人	15人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
④ 精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
⑤ 精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
⑥ 精神障がい者の共同生活援助	10人	10人	10人
⑦ 精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
⑧ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

注:④～⑧は月間利用者数

目標達成に向けた取組方策

- 地域自立支援協議会の専門部会を協議の場と位置付け、関係機関と連携し、精神障がい者の地域移行の促進に努めます。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ④ 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ⑤ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- ⑥ 令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

### ■ 本市の目標 ■

	令和8 (2026)年度
① 児童発達支援センターの設置(確保)数	1 箇所(圏域)
② 児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加、包容(インクルージョン)を推進する体制の充実(保育所等訪問支援の箇所(確保)数)	2 箇所(圏域)
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置(確保)数	3 箇所(圏域)
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置(確保)数	4 箇所(圏域)
⑤ 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置済
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2 人

注:「圏域」は「松山圏域(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町)」を指す。  
市町村の単独設置が困難な場合は、圏域の設置も認められている。

#### 目標達成に向けた取組方策

- 児童発達支援センターについては、近隣市町の児童発達支援センターを圏域利用できるように調整します。
- 保育所等訪問事業については、近隣市町の事業所とも連携し、市内保育所等における訪問支援を推進します。
- 主に重症心身障がい児に対応した児童通所事業所の確保について、近隣市町の既存事業所を利用できるように調整します。
- 医療的ケアが必要な児童の支援については、東温市特別支援連携協議会を協議の場と位置付けており、保健・医療・障がい福祉・療育・保育・教育等の関係者による協議を推進します。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ■ 国の基本指針 ■

- ① 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する。
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
- ③ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数を見込む。
- ④ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。
- ⑤ 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込む。
- ⑥ 基幹相談支援センター等における主任相談支援専門員の配置数を見込む。

### ■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置状況	1箇所	1箇所	1箇所
② 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
④ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回
⑤ 個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
⑥ 主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

■ 国の基本指針 ■

- ⑦ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数を見込む。
- ⑧ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数を見込む。
- ⑨ 協議会の専門部会の設置数を見込む。
- ⑩ 協議会の専門部会の実施回数を見込む。

■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
⑦ 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
⑧ 参加事業者・機関数	20	20	20
⑨ 専門部会の設置数	3	3	3
⑩ 専門部会の実施回数	15回	15回	15回

目標達成に向けた取組方策

- 相談支援事業所と各種サービス事業所との連携に関する取組を支援します。
- 相談支援専門員の知識・技能向上のため、国・県や関係機関が実施する研修等を活用できるよう支援するとともに、相談支援専門員の確保に努めます。
- 主任相談支援専門員配置事業所と連携し、困難事例に対する支援など相談支援体制の強化を図ります。

## 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ■ 国の基本指針 ■

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム<sup>※</sup>等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

### ■ 本市の目標 ■

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
①	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	4人	5人	6人
②	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	—	—	—
	体制有無	—	—	—
	実施回数	—	—	—

※【障害者自立支援審査支払等システム】市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求受付から市町村の支払いまで、一連の審査・支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求・震災・支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。

#### 目標達成に向けた取組方策

- 職員の資質向上を図るため、県が実施する研修会等への参加を促進します。
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、広域で実施することにより効率化が図れるものと考えられることから、市単独での実施は見込んでいません。

## 8 発達障がい者等に対する支援

### ■ 国の基本指針 ■

- ① 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数及びペアレントメンター数の見込みを設定する。
- ② 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

### ■ 本市の目標 ■

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	21人	22人
② ペアレントメンターの人数(累積)	6人	7人	8人
③ ピアサポートの活動への参加人数	10人	11人	12人

### 目標達成に向けた取組方策

- 発達障がいの早期発見・早期支援のためには、保護者等が発達障がいの特性を十分に理解し、その対応に必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう支援することが必要です。ペアレントトレーニングやペアレントメンター養成など、引き続き、適切な発達支援を行う体制の整備を図ります。

### [3] 第7期障がい福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

#### 1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	人/月	64	59	60	60	65	70
	時間/月	1,324	1,215	1,260	1,260	1,365	1,470
同行援護	人/月	9	7	6	7	7	7
	時間/月	123	106	90	106	106	106
重度訪問介護	人/月	2	2	5	5	5	5
	時間/月	246	334	450	450	450	450
行動援護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	22	22	34	34	34	34
合計	人/月	77	70	73	74	79	84
	時間数/月	1,715	1,677	1,834	1,850	1,955	2,060

#### 確保の方策

- 利用者への適切な支援を図るため、相談支援事業所やサービス提供事業者と連携しながら、必要な情報やサービスの提供体制を整備します。
- 障がいについての理解を深め、地域で支え合い助け合う地域共生社会の実現に向け、地域自立支援協議会等で地域生活支援拠点の運営等について協議を行います。

## 2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
療養介護	人/月	5	5	6	6	6	6
生活介護	人/月	121	115	130	130	130	130
	人日/月	2,377	2,233	2,420	2,420	2,420	2,420
短期入所 (福祉型)	人/月	17	13	12	13	13	13
	人日/月	131	82	50	60	60	60
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	2	5	37	37	37	37
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	10	10	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	2	1	2	2	2
	人日/月	46	32	7	32	32	32
就労移行支援	人/月	5	6	6	6	7	8
	人日/月	87	97	94	94	104	114
就労継続支援 (A型)	人/月	54	52	55	55	56	57
	人日/月	1,029	995	1,092	1,045	1,064	1,083
就労継続支援 (B型)	人/月	126	137	160	162	165	175
	人日/月	2,235	2,395	2,720	2,754	2,970	3,150
就労定着支援	人/月	3	6	6	10	12	14

### 確保の方策

#### 【 施設による日中活動サービス 】

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等との連携を強化し、サービスの実施主体の確保に努めます。
- 短期入所の利用を希望する障がい者が多いことから、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供体制の整備に努めます。

#### 【 就労支援 】

- 公共職業安定所、就労継続支援事業所等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、職場の拡大や雇用の継続を推進します。
- 新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう企業への障がい者雇用拡大に向けた働き掛けを行います。
- 市内に事業所のないサービスについては、近隣市町との連携を強化し、提供体制を確保するとともに、新規事業者の参入促進を図ります。

### 3 居住系サービス

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
グループホーム (共同生活援助)	人/月	29	33	37	42	47	53
施設入所支援	人/月	58	53	53	52	51	50
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

#### 確保の方策

- 共同生活援助については、今後も増加が見込まれることから、障がいのある人の住まいの確保に取り組めます。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

### 4 相談支援

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	人/月	83	78	77	80	81	82
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

#### 確保の方策

- サービス等利用計画の作成を一層充実するため、相談支援専門員の育成や資質向上に努め、相談支援事業者の参入を促進します。
- 地域移行支援・地域定着支援について、相談支援の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

## 5 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量			
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	委託事業所数	0	0	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	1	1	1	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	延人/年	56	29	28	40	40	45
		利用件数/年	2	2	2	2	2	2
	要約筆記者派遣事業	延人/年	0	5	2	2	2	2
		利用件数/年	0	1	1	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	1
	代筆・代読支援事業	延人/年	-	-	-	-	48	48
利用件数/年		-	-	-	-	2	2	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	0	7	0	5	5	5
	自立生活支援用具	給付件数/年	6	9	0	7	7	7
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	2	6	6	10	12	14
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	4	4	2	4	4	4
	排せつ管理支援用具	給付件数/年	385	428	490	500	510	520
	居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	給付件数/年	0	0	0	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	7	9	9	10	10	10	
移動支援事業	実施箇所数	25	26	27	27	27	28	
	利用者数/年	31	26	30	30	31	32	
	延利用時間/年	1,828	1,899	2,094	2,100	2,150	2,200	
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	
	利用者数/月	17	20	22	22	23	24	

確保の方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者等との連携強化に取り組み、研修会や事例検討会等を定期的に開催し、相談支援体制の強化に努めます。地域自立支援協議会において、相談支援事業所の参画による事例検討を実施するなど、地域課題を抽出し解決を図る機能が促進されるよう取り組みます。</li> <li>○ 社会福祉協議会の法人後見事業を支援するなど、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。</li> <li>○ 意思疎通支援事業については、圏域での協力体制を維持するとともに、事業の実施及び質の向上を図ります。</li> <li>○ 日常生活用具給付等事業については、障がい者手帳交付時などに制度説明を行うとともに、相談支援専門員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への情報提供の充実に努めます。</li> </ul>

## (2) 任意事業

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
日中一時支援事業	実施箇所数	14	15	13	14	14	15
	人/年	62	88	80	85	90	95
	回/年	351	274	262	300	310	320
タイムケア事業	人/月	19	15	14	19	21	23
	回/月	90	74	75	80	85	90
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	3	2	2	4	5	6
自動車改造費助成事業	件/年	2	0	2	2	2	2

確保の方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日中一時支援事業については、事業所等と連携し、介護者の一時的な休息の確保や介護負担の軽減に努めます。</li> <li>○ 市のホームページや障がい者福祉のしおり等を通じて、サービスの周知を図ります。</li> <li>○ 自動車運転免許取得費や改造費助成事業について、引き続き社会参加促進事業として実施します。また、利用実績のない訪問入浴サービス事業については、利用希望者の適切な把握と事業の周知に努め、サービスの活用を推進します。</li> </ul>

## [4] 第3期障がい児福祉計画

障がい児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

### 1 障害児通所支援

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援※	人/月	39	48	35	37	44	51
	人日/月	270	331	264	279	332	385
医療型児童 発達支援※	人/月	0	0	0	-	-	-
	人日/月	0	0	0	-	-	-
放課後等 デイサービス	人/月	108	116	128	132	141	150
	人日/月	1,440	1,574	1,687	1,705	1,822	1,938
保育所等 訪問支援	人/月	6	7	8	9	11	13
	人日/月	8	9	11	13	15	18
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	1	0	1	1	1
	人日/月	0	1	0	1	1	1
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人	1	1	1	2	2	2

注：児童発達支援は、令和6(2024)年4月1日から福祉型と医療型が統合

### 2 障害児相談支援

サービス種類	単位	第2期実績値			第3期見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5(見込) (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児相談支援	人/月	37	35	38	41	44	48

## 確保の方策

- 発達障がい児等の早期発見・早期対応ができる各種サービスの充実と、切れ目のないサービス提供体制の整備に努めます。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、需要の増加が見込まれることから、障害児通所支援事業所等との連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保・充実に努めます。
- 早期発見・早期療育を推進するため、母子保健事業や保育園などにおいて支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族などの理解を得ながら適切な療育につなげます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターの確保に努め、関係機関と連携した支援体制を推進します。

## 第5章 計画の推進にあたって

### [1] 計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政、市民、サービス提供事業所等の関係機関が連携、協働しながら取り組むことが重要です。そのため、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について広く周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、障がいのある人やその家族、関係者等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

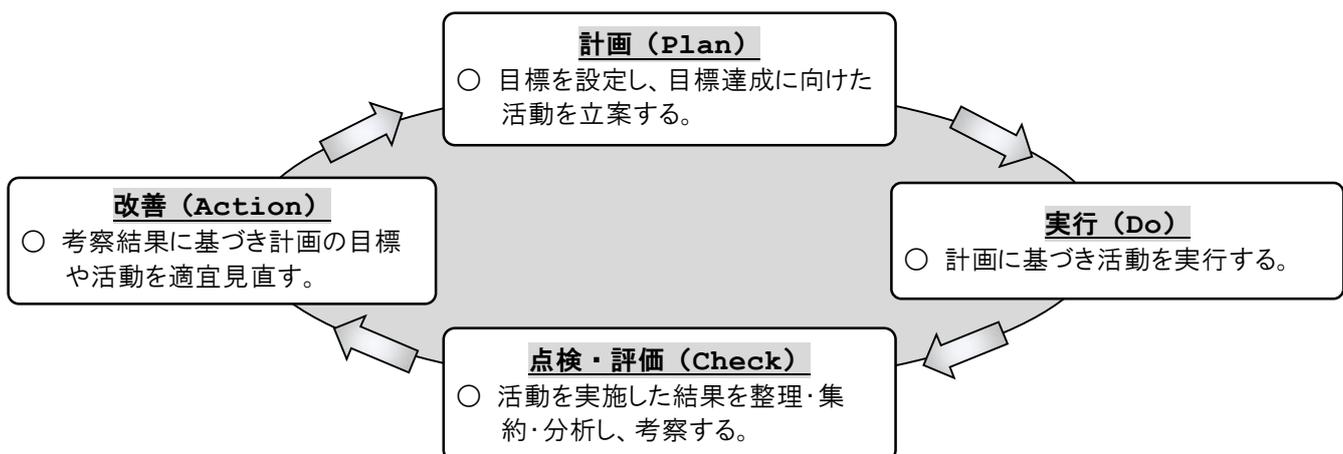
### [2] 庁内推進体制の充実

障がい者福祉に係る取組は、福祉サービスの提供などのほか、医療、保健、学校教育や労働など、庁内の多様な事業分野と関わりがあります。本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的に様々な取組を進めるとともに、庁内推進体制の充実を図ります。

### [3] 計画の進行管理

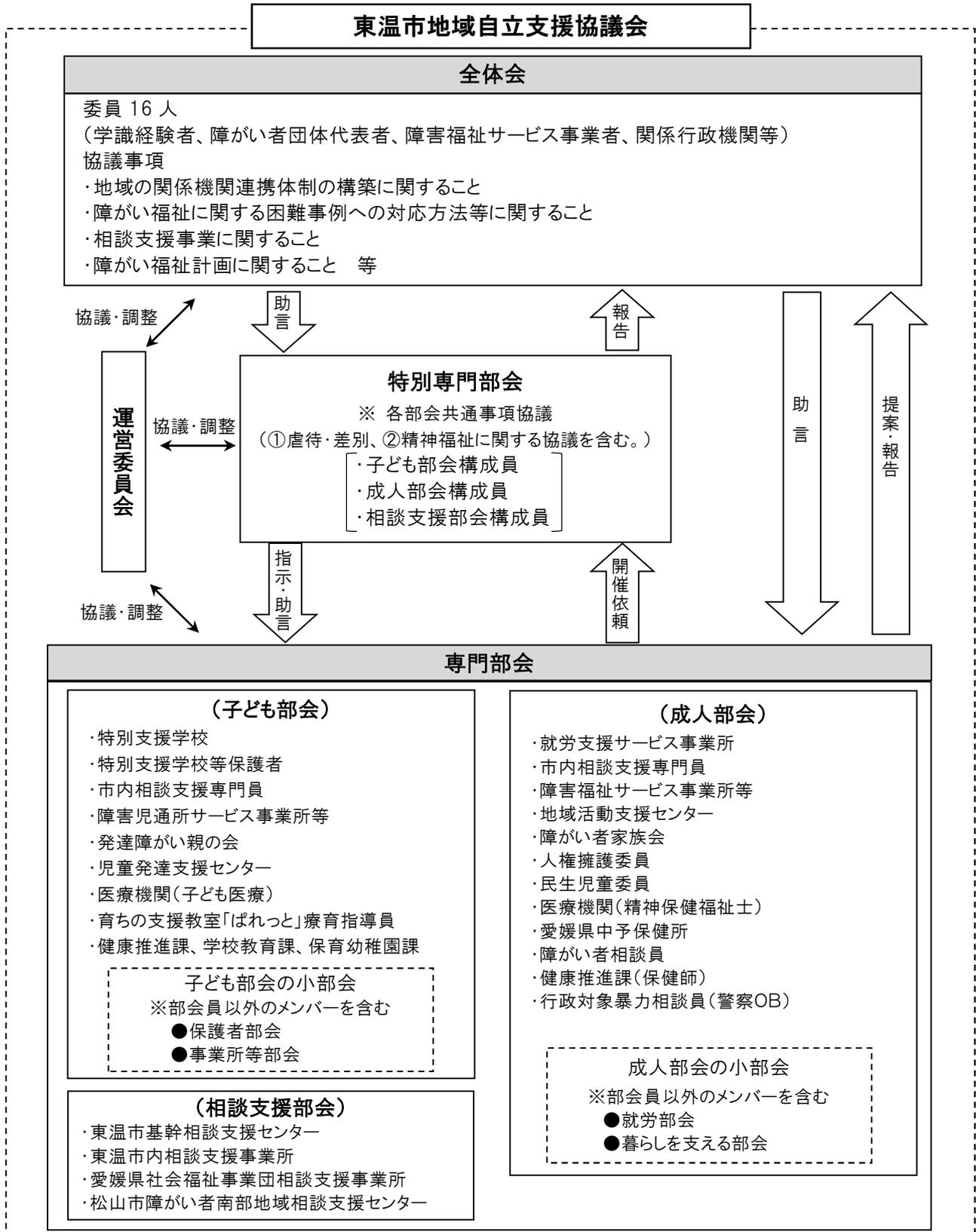
本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

#### 【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



## [ 4 ] 地域自立支援協議会との連携

医療機関や教育機関、雇用関係、施設関係者、市民等により構成される「東温市地域自立支援協議会」との連携を強化し、地域ネットワークづくりや市内の社会資源に関すること、関係機関との連携の在り方等について検討します。



## 資料編

### [1] 策定経過

#### 令和5（2023）年度

期 日	項 目	内 容
令和5（2023）年 6月21日（水）	第1回 東温市障害者 基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の概要について</li><li>策定スケジュール</li><li>福祉に関するアンケート調査について</li></ul>
7月～8月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"><li>市民アンケート調査の実施</li><li>障がい者支援に関する事業所調査の実施</li><li>障がい者支援に関する関係団体調査の実施</li></ul>
9月27日（水）	第2回 東温市障害者 基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>アンケート調査の結果について</li><li>団体等ヒアリング調査の結果について</li><li>現状分析について</li><li>成果目標の達成状況等について</li></ul>
11月29日（水）	第3回 東温市障害者 基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について</li></ul>
令和6（2024）年 1月29日（月）	第4回 東温市障害者 基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について</li></ul>
1月～2月	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"><li>第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画案について</li></ul>

## [2] 東温市障害者基本計画等策定委員会規則

---

(平成 24 年 12 月 28 日規則第 66 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成 24 年東温市条例第 2 号。）第 3 条の規定に基づき、東温市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域の実情を反映した障害者基本計画等（以下「計画」という。）が、総合的かつ体系的に策定されるよう調査及び審議し、その意見を答申する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 障害者又は市民を代表する者
- (4) 委託相談支援事業所を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### [3] 東温市障害者基本計画等策定委員会委員名簿

(任期) 令和5年6月1日～令和6年3月31日

(順不同、敬称略)

区分	役職名	氏名	備考
1号委員	東温市医師会会長	中野 敬	
2号委員	障害者支援施設三恵ホーム施設長	大野 裕介	
	しげのぶ清愛園園長	近藤 修	
	社会福祉法人馴鹿 アイセルプ施設長	八木 和夫	
	重信更生園施設長	西村 洋子	
3号委員	東温市民生児童委員協議会会長	森 正経	
	東温市身体障害者協会会長	福井 嘉男	
	東温市知的障害児者・親の会ふきのとう会長	松岡 美和	
	東温市精神障害者地域家族会会長	川本 和美	
	東温市視覚障害者協会会長	白戸 美由紀	
4号委員	東温市社会福祉協議会会長	菅野 邦彦	会長
5号委員	愛媛県中予保健所健康増進課長	白石 由起	
	愛媛県立しげのぶ特別支援学校校長	稲荷 邦仁	副会長
	愛媛県立みなら特別支援学校校長	藤田 司	
	東温市小中学校校長会会長	山本 浩二	
6号委員	東温市特別支援教育アドバイザー	渡部 徹	

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：障害福祉サービス事業者を代表する者

3号委員：障害者・市民を代表する者

4号委員：委託相談支援事業所

5号委員：関係行政機関の職員

6号委員：その他市長が必要と認める者

## [4] 用語解説

用 語	説 明
<b>【あ行】</b>	
育成医療	身体に障がいがあるか、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、その障がいの治癒又は軽減するための医療を受ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
意思決定支援	本人にとってより良い意思決定を、本人自身が心から納得してできるように支援すること。（意思形成支援）
意思疎通支援	手段的にコミュニケーション機能を用いる援助行為で、相互の意思の理解を達成目標とした支援のこと。
移動支援	一人で移動することが困難な人に、自立した日常生活や社会参加のための外出の支援を行うサービスのこと。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスのこと。
医療的ケア	たんの吸引や経鼻経管栄養等の日常生活に必要とされる医療的な行為のこと。
音声・言語・そしゃく機能障害	音声を全く発することができない、又は発声しても言葉にならない「言語機能を喪失した状態」を音声・言語機能障害といい、そしゃく機能障害は、嚥下（えんげ）機能の低下により、食物等を摂取するために、身体に管を挿入し流動食を注入して栄養を補給する「経管栄養」以外に方法がない状態をいう。
<b>【か行】</b>	
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
共生型サービス	介護保険事業所が障害福祉サービス事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障がい者等双方の利用を可能とする制度のこと。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うサービスのこと。
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、物を壊す、睡眠の乱れ、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスのこと。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や知識、技能を身に付けるための援助を行うサービスのこと。
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスのこと。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、安心して生活できるよう支援すること。
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持っている人を対象に、その障がいを軽減又は悪化を防ぐための治療を行う場合に、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。

用語	説明
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動補助などを行うサービスのこと。
合理的配慮	障がいのある人から社会の中にある障壁を取り除くために、必要かつ合理的な対応を行うこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」においては、行政機関等及び事業者は、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない、と規定されている。
子ども部会の研修会・茶話会	発達に課題がある子どもや障がいのある子どもの家族が安心して生活できるよう、様々なテーマについて保護者や関係者から活発な意見を聞く場のこと。
【さ行】	
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスのこと。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスのこと。
児童発達支援センター	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活や社会的自立ができるように、障がいのある子どもに身近な地域で支援を提供する施設のこと。
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律のこと。障がいのある子どもの福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
弱視	視力や視野などの視機能低下が原因で、読み書きや移動等の生活機能に困難を継続的に伴う状態のこと。視力がおおむね 0.3 未満又は視力以外の視機能障害が高度な場合とされている。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスのこと。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスのこと。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスのこと。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人が、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスのこと。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスのこと。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスのこと。
手話通訳者	手話による通訳に関し、専門的な技術・知識を有する人のこと。県及び一部の市が実施する手話通訳者養成研修を修了し、全国統一試験に合格した人のこと。
手話奉仕員	手話により一般的な挨拶や簡単な日常会話ができる人のこと。市町が実施する手話奉仕員養成研修を修了し、市町が定める要件、方法により登録した人のこと。
障害支援区分	障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分のこと。区分1～6のうち区分6のほうが必要とされる支援の度合いが高い。

用語	説明
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に、サービスの利用開始時や更新、変更の前に利用計画案を作成するとともに、定期的に利用状況を検証し、サービス提供事業者との連絡や調整を行うサービスのこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者自立支援審査支払等システム	市町村の委託を受けた国民健康保険団体連合会が、障害福祉サービス提供事業所等の請求の受付から市町村の支払いまで、一連の審査、支払い事務を行うための事務処理システムのこと。全国共通の審査支払いシステムを導入することにより、障害福祉サービス費等の請求、審査、支払い等の事務の効率化と平準化を図っている。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、地域社会における共生の実現に向けて、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
障がい者相談員	障がいのある人やその家族に対し、生活上での様々な相談に応じ、各種サービスの利用についての助言や関係機関との連絡、調整を行う。
情報アクセシビリティ	障がいの有無にかかわらず、パソコンや携帯電話などをはじめとする多様な手段によって、円滑に情報の入手ができること。又は、その手段を円滑に利用できること。「アクセシビリティ」とは「利用のしやすさ」のこと。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスのこと。
自立支援医療	心身の障がい除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会で、同法では「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と規定される。
自立生活援助	障がい者施設などを利用していただ人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行うサービスのこと。
身体障害者手帳	身体障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの種別や等級が表示されている。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスのこと。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの等級が表示されている。
精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する人のうち、通院による精神医療を継続的に要する人を対象に、心身の障がい除去又は軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度のこと。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。

用語	説明
育ちの支援教室「ばれっと」	就学前の支援が必要な子どもに療育支援を実施している場のこと。
【た行】	
代筆・代読支援	高齢者や障がいのある人など、日常生活や学習、趣味の場などにおいて読み書きに不自由のある人に、読み書きの援助をすることを目的とした支援のこと。
タイムケア事業	特別支援学校などに通う障がい児を施設で預かることにより、放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労支援や家族の一時的な休息を目的とした事業のこと。
短期入所 (ショートステイ)	介護する人が病気のときなどに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスのこと。
地域移行支援	施設や病院から退所、退院する障がいのある人に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安の解消、外出の同行支援、住居の確保、関係機関との調整等を行うサービスのこと。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がいのある人等の地域における生活支援を行う施設のこと。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら、一人一人が生きがいや役割を持って活躍できる社会のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会や場、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくり等）を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業で、必須事業と任意事業に区分される。
地域定着支援	施設や病院からの退所、退院等により単身での生活に移行した障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスのこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。
聴覚・平衡機能障害	聴覚機能障害とは、音が聞こえない又は聞こえにくい状態のこと。病気、事故等で生じる場合や生まれつきの場合、加齢による場合等がある。平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障がいであり、四肢体幹に異常がないにもかかわらず起立や歩行に何らかの異常がある状態のこと。
通級指導教室	小中学校の通常学級に在籍する比較的障がいの程度が軽い児童・生徒が、週に数時間、障がい特性に合った個別指導を受ける教室のこと。
東温市避難行動要支援者避難支援	民生委員や区、自主防災組織が、日頃から災害時に避難支援が必要な人を見守るために、登録者の情報を共有する制度のこと。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスのこと。

【な行】	
内部障害	身体内部の臓器に障がいがあること。心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、H I Vによる免疫機能、肝臓機能のいずれかの障がいにより日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。
難病	パーキンソン病や筋ジストロフィーなどの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病のこと。
日常生活用具	障がいのある人、障がいのある子ども又は難病患者等の日常生活がより円滑に行われるための生活用具のこと。
日中一時支援	日中、介護者の休息や不在のときに、見守りと日中活動の場を提供するサービスのこと。
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称で、通常、低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい（A D H D）、学習障がい（L D）、チック（症）、吃音（きつおん）（症）などに分類される。
発達障害者地域支援マネージャー	発達障害者支援センター等に配置され、各自治体や事業所、医療機関等にアセスメントや支援ツールの導入、関係機関との連携や困難なケースへの対応等を実施する。
パブリックコメント	国や地方自治体等が計画等を策定する過程において、計画の案等を市民に公表し、それに対する意見を求める制度のこと。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支え合うこと。
ペアレントトレーニング	障がいがある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスのこと。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うサービスのこと。
【や行】	
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療や治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、社会的に自立して生活できるよう支援する取組のこと。
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの程度等が表示されている。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に、病院などで機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスのこと。
レスパイト	在宅で家族の介護や介助をしている家族が、一時的に休息し、リフレッシュが図れる家族支援のこと。

**第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画**

---

発行／令和6（2024）年3月  
発行者／愛媛県 東温市  
問合せ先／東温市 市民福祉部 社会福祉課  
〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1  
TEL（089）964-4406  
FAX（089）964-4446

---